

議案第 1 5 3 号

さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定める条例の制定について

さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定める条例を次のように定める。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水質汚濁防止法施行規則（昭和 4 6 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 9 条第 2 号の規定に基づき、特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）において使用する用語の例による。

(測定回数)

第 3 条 特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定は、排水基準を定める省令（昭和 4 6 年総理府令第 3 5 号）の規定により当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、水質汚濁防止法施行規則様式第 1 別紙 4 により届け出られたものについては、次の表の中欄に掲げる工場又は事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる測定回数行うものとする。

項	工場又は事業場の区分	測定回数
1	有害物質取扱事業場（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 2 6 4 号）第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる工場をいう。以下同じ。）	有害物質に係る測定にあつては 1 月に 1 回以上、その他の排出水の汚染状態に係る測定にあつては 2 の項の右欄各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める回数
2	有害物質取扱事業場以外	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

の工場又は事業場	<p>る回数</p> <p>(1) 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上の工場又は事業場 1月に1回以上</p> <p>(2) 1日当たりの平均的な排出水の量が300立方メートル以上1,000立方メートル未満の工場又は事業場 2月に1回以上</p> <p>(3) 1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上300立方メートル未満の工場又は事業場 3月に1回以上</p>
----------	--

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

( さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部改正 )

2 さいたま市生活環境の保全に関する条例(平成20年さいたま市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>( ばい煙量等の測定等 )</p> <p>第58条 次に掲げる指定施設等からばい煙、気化した炭化水素類、有害大気汚染物質又は排水(以下この条において「ばい煙等」という。)を排出する者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙等の量、濃度又は汚染状態を測定し、又は算定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければならない。</p> <p>(1)~(4) [ 略 ]</p>	<p>( ばい煙量等の測定等 )</p> <p>第58条 次に掲げる指定施設等からばい煙、気化した炭化水素類、有害大気汚染物質又は排水(以下この条において「ばい煙等」という。)を排出する者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙等の量、濃度又は汚染状態を測定し、又は算定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければならない。</p> <p>(1)~(4) [ 略 ]</p> <p><u>(5) 特定事業場</u></p>